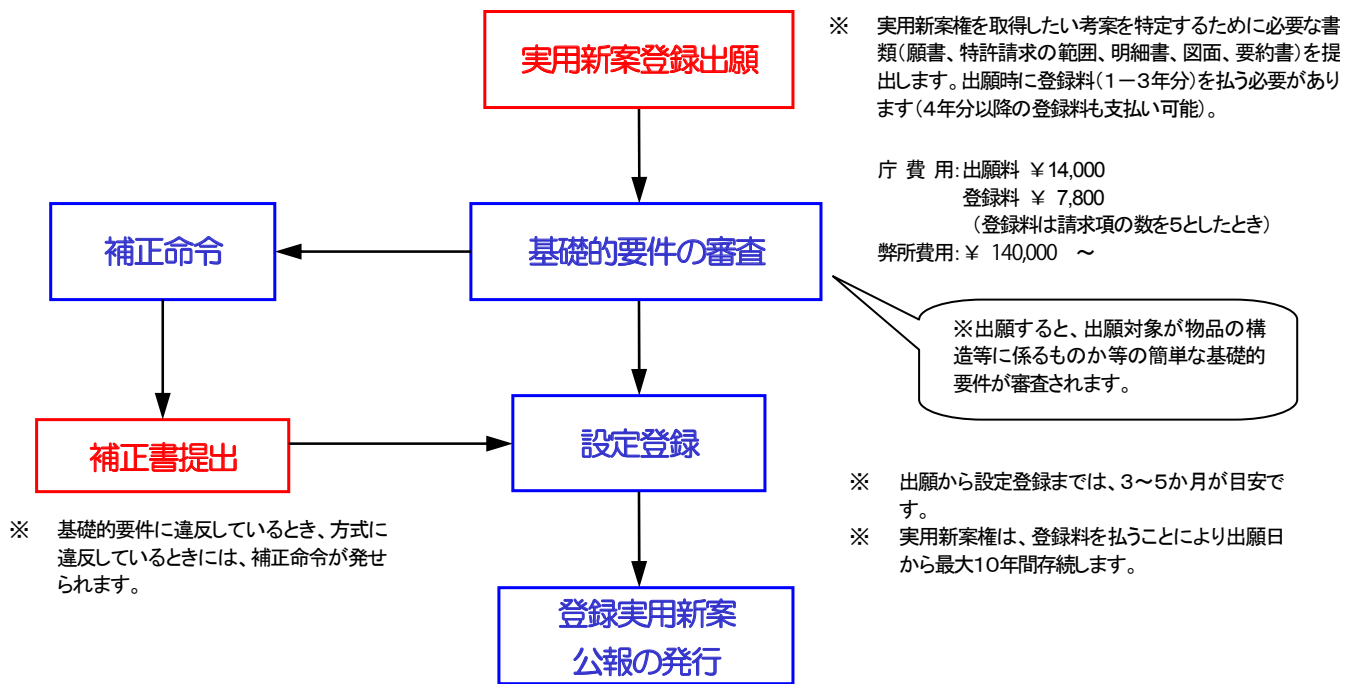


実用新案権を取得するまでの手続の流れ



その他必要に応じてする手続

特許出願への変更

- ※ 出願日から3年以内であれば、登録後も実用新案権を放棄して、特許出願へ変更することができます。
- ※ 実用新案技術評価請求をしたときは、特許出願へ変更できなくなります。

実用新案技術評価請求

技術評価書の作成

- ※ 実用新案技術評価請求は、出願日以降、誰でも請求できます。登録されても、本当に登録に値するものかどうか審査していないので、登録実用新案の模倣者に対して権利行使をするときは、技術評価書を提示しなければなりません。

技術評価請求の費用
庁費用: ¥47,000
(請求項の数を5としたとき)

弊所費用: ¥11,000 ~

訂正請求

- ※ 登録後、実用新案登録請求の範囲、明細書や図面について、これらの訂正を請求することができます。
- ※ 訂正は、実用新案登録請求の範囲の減縮等、限られた範囲で1回のみ可能です。ただし、請求項の削除の場合は、回数制限はありません。

青枠: 特許庁側での処理です。

注 赤枠: 出願人が特許庁に対して行う手続きです。費用が発生します。庁費用は改定されることがあります。